

実施方針【修正版】（令和８年９月１１日公表） 変更箇所一覧

該当 ページ	該当項目	実施方針 (令和８年９月４日公表)	実施方針【修正版】 (令和８年９月１１日公表)
p. 7	第２ 2. (3) ① 応募者の構成等	<u>ケ 応募者の全ての構成員は、県の入札参加資格審査により指定業者に登録しなければならない。ただし、本事業に応募する者が、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登録していない場合、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日までに、入札参加資格登録手続を完了させること。</u>	削除
p. 8	第２ 2. (3)② イ 設計業務を行う企業	b. 担当する設計業務に係る令和８年度に有効な <u>秋田県一般競争入札参加資格者名簿</u> に登録されていること。また、設計業務を担う主たる者１者以上は「建築一般」の資格を有していること。	b. 担当する設計業務に係る令和８年度に有効な <u>秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成５年３月３０日監第１９７３号)第４条第１項に規定する資格者名簿</u> に登録されていること。また、設計業務を担う主たる者１者以上は「建築一般」の資格を有していること。
p. 8	第２ 2. (3)② ウ 建設業務を行う企業	a. 担当する建設業務に係る <u>令和８年度に有効な秋田県一般競争入札参加資格者名簿等</u> に登録されていること。ただし、建設業務を担う主たる者１者以上は「建築一式工事」の資格を有していること。	a. 担当する建設業務に係る <u>令和８年度秋田県建設業者等級格付名簿</u> に登録されていること。ただし、建設業務を担う主たる者１者以上は「建築一式工事」の資格を有していること。
p. 9	第２ 2. (3)② エ 工事監理業務を行う企業	b. 担当する工事監理業務に係る令和８年度に有効な <u>秋田県一般競争入札参加資格者名簿等</u> に登録されていること。また、工事監理業務を担う主たる者１者以上は「建築一般」の資格を有していること。	b. 担当する工事監理業務に係る令和８年度に有効な <u>秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成５年３月３０日監第１９７３号)第４条第１項に規定する資格者名簿</u> に登録されていること。また、工事監理業務を担う主たる者１者以上は「建築一般」の資格を有していること。